

令和6年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況

1 公文書の公開請求および処理状況

(単位: 件)

区分 (実施機関)	公開 請求書 件数	公開請求 公文書 件名数	決 定 内 訳						公開の方法 (公開および 部分公開)	取下 げ 件 数	
			公開	部分公開	非公開	不存在	その他	計	閲覧	視聴	交付
市長	88	120	55	19	5	5	1	85	8		66 9
病院事業管理者	3	3	3					3			3
モーター・ボート競走事業管理者	2	2		2				2			2
教育委員会	7	10	4	2	1	1		8			6
選挙管理委員会	2	2	1					1			1 1
監査委員											
農業委員会											
固定資産評価審査委員会											
議会				1				1			1
合 計	102	137	63	24	6	6	1	100	8		79 10

* 実施機関とは、情報公開・個人情報保護の両制度を実施する市長、教育委員会などの各機関のことをいいます。

* 請求書1件に複数の公文書を請求している場合があるため、公開請求書件数と公開請求公文書件名数は一致しません。

2 保有個人情報取扱事務の届出状況

(単位: 件)

実施機関	届出件数	本人以外収集	目的外利用等
市長	664 (148)	313	188
病院事業管理者	40 (6)	13	7
モーター・ボート競走事業管理者	10 (0)	4	1
教育委員会	182 (26)	35	21
選挙管理委員会	7 (0)	5	5
監査委員	2 (0)	1	0
農業委員会	6 (0)	2	1
固定資産評価審査委員会	1 (0)	0	0
議会	6 (0)	1	1
合 計	918 (180)	374	224

* 届出件数の()内は個人番号を収集する事務の件数です。

* 保有個人情報取扱事務とは、住民票や戸籍の事務などのように、個人の氏名や住所など個人に関する記録を扱う事務のことをいい、事務の担当課はこれを届け出なければならないことになっています。

* 本人以外収集や目的外利用等とは、個人情報を本人から直接収集しない場合や他の事務で収集した個人情報を利用したり、反対に他の事務に利用させたりすることをいいます。

3 保有個人情報開示等の状況

(単位：件)

区分	請求件数	決定内容				開示の方法			訂正等の内訳		取下げ
		全部開示	部分開示	不開示	計	閲覧	視聴	交付	訂正	利用停止	
開示請求	29	12	15	2	29	7	—	20	—	—	1
訂正等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

*議会への保有個人情報開示等請求はありませんでした。

4 不服申立ての状況

(単位：件)

実施機関	情報公開請求	保有個人情報開示請求	保有個人情報訂正請求	保有個人情報利用停止請求	取下げ
市長	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0

*情報公開請求や保有個人情報開示請求等によって非公開の決定を受けた場合など、その決定に不服があるときは、実施機関に対して審査請求をすることができます。実施機関は、これを情報公開・個人情報保護審査会に諮問します。